

## 令和3年度 安心できる出産支援事業実施要綱

### 目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、妊産婦は一般の方々以上に感染への不安を抱いて生活している状況にあり、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定の母子分離を強いられる可能性があるなど、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害等も懸念される。

このため、以下の事業を実施することにより、安心して安全な出産を迎え、健やかな育児が行えるように支援する。

### 実施主体

秋田県

### 事業内容

#### 1 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

##### (1) 対象

新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦で、健康面や出産後の育児などに不安を感じ、支援を希望する者

(※秋田市を居住地又は産前産後の滞在地とする者を除く。)

##### (2) 支援内容等

対象となる妊産婦に対し、産科主治医又は新型コロナウイルス感染症の入院医療機関医師（以下、「産科主治医等」という。）からの「療養状況等情報提供書」等をもとに本人へのケアや育児について、家庭訪問や電話などにより、相談等の支援を行う。

##### (3) 支援実施者

家庭訪問による支援は、原則、妊産婦の居住地の市町村が行う。なお、県内里帰り分娩等により、居住地と異なる県内の滞在先での支援を希望する場合は、滞在先の市町村が実施する。

##### (4) 費用

原則として妊産婦からの費用徴収はしない。

#### 2 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査

##### (1) 対象

次の①、②のいずれかの要件に当てはまる妊婦で、新型コロナウイルス検査を受けることを希望し、かつ、次のアからウのいずれかに該当し、医師から検

査前の説明を受け、医師の検査前説明に同意した者。

①うつ状態にあるなどの不安を抱える者

②基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者）

ア 秋田県内に居住している妊婦（住民票の有無は問わない。）

イ 秋田県外に居住しているが、里帰りにより県内で分娩予定の妊婦

ウ 東北各県（秋田県を除く）に居住し、里帰り以外で秋田県内で分娩予定の妊婦

（※ア及びイのうち、秋田市居住者及び秋田市に里帰り分娩予定の者並びにウの妊婦のうち秋田市内の医療機関で検査説明又は検査を受ける者は、秋田市が実施する事業の対象とする。ただし、イの対象者が2回目の検査を受ける場合は、秋田県の事業対象とする。）

## （2）事業内容等

ア 分娩前に実施する新型コロナウイルス検査の検査費用を補助する。

イ 検査回数は、（1）のア及びウの者は1回とし、（1）のイの者は2回まで実施可能とする。

ウ 検査実施時期は、分娩予定日の概ね2週間以内を目安として、分娩予定医療機関の医師が決定する。なお、（1）イの者は、里帰り時にも実施可能とし、検査実施医療機関（検体採取場所）は、検査申込みを受付けした医療機関にて決定し、日時等詳細を受検予定者に伝える。

エ 検査結果は、検査実施医療機関が受検した妊婦に伝え、妊婦は遅滞なく分娩予定医療機関の医師に伝える。なお、陽性の場合は、速やかに感染症法に基づいた対応を行い、感染拡大の防止に努める。

## （3）費用

原則として妊婦からの費用徴収はしない。